

区長報告第13号
専決処分について（和解）

【総務部総務課】

本件は、清掃車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

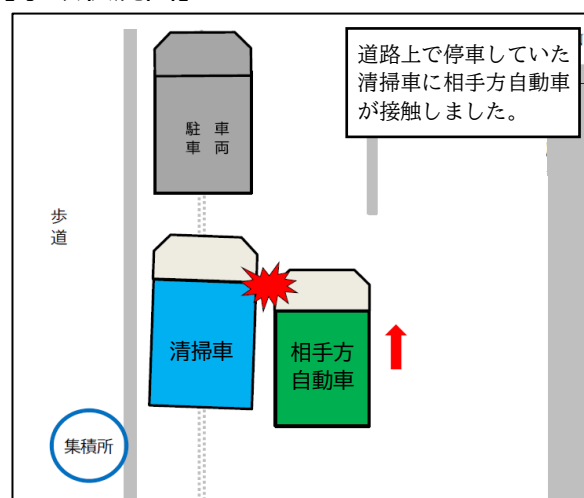
【専決処分をした日（和解した日）】

令和8年8月4日

【概要】

令和8年3月7日、港区三田二丁目7番先の国道1号道路上において、相手方（株式会社）が所有する普通乗用自動車が行き止まりの道路に進入したところ、道路左側に停車していた区の清掃車に接触した交通事故により、清掃車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

【事故状況図】



【損害の状況及び損害額】

清掃車の右サイドミラーが損傷しました。これに伴う損害額は次のとおりです。

区：1万2,623円

【責任の割合】

区：0% 相手方：100%

【和解事項】

○相手方は、区に対し、1万2,623円の支払義務があることを認める。

○区は、その余の請求を放棄する。

○区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。